

# 新潟県公民館月報

昭和33年3月1日(毎月一回)日発行  
 発行所 新潟県公民館連絡協議会  
 (新潟市寄居町・越後自治会館内)  
 発行人 丸山直一郎  
 (定価 一部五円)  
 三月号 (61号)

## 本年度最後の幹事会

### 県公連の事業計画に積極策を要望

一月報 一部 一円 値上決定

二月六日、長岡市公舎における本年度最後の幹事会は、石井、堀井両副会長、安沢、小杉両理事出席のもとに開会された。議長は堀井副会長があたり、まず石井副会長の、全公連の組織強化についての報告(前号第一面に概略記載)が行われた。

これについての主なる質疑は社会教育法の一部改正案の内容はどんなものか、全公連の組織強化についてはどう考えているか、単行法推進のための署名と募金運動は果して実効があったのか、単行法の実現は見通しがあるのか、などである。そして希望意見として、関東ブロック会議においては、各県公連の足並をそろえてもらうこと、丸山会長から、全公連会長に問い合わせてみることに、全国大会では、全公連の組織強化のための分科会をもちょうけること、代行委員制度のような運営機構も研究したいことなどであった。

県内職員講習会については、三月二十日過ぎに、柏崎市で一日二日程度の講習会、講師は文部省社会教育施設主任官などの概要を決定したが、県のやる事業には計画性が無いではないか、県と出張所

正後に印刷に附することとした。最後に、県公連の事業計画に対する要望としては、二十三年度の重点目標を概しておくべきではないか。各公民館の手算がくまなく側面より支援してもらいたい。手算がくまなくのためその資料を月報一月号に特集して各市町村長、議員に配布できるようにしてもらいたい。県公連事務局はよろしく相談所のようなものになり、すぐ活用できる資料をそろえておいてもらいたい。

市町村理事者の意識をたかめる企画をしてもらいたい。出張所の社教工作が公民館で活用できる態勢がとれるよう、県教委に働きかけられたい。公民館の一般における理解を深めるため、新聞などの広報を利用されたい。県公連と町村会の理事方と直接話し合う機会を持つべきだ、などであった。

## 全公連の現状を憂う

### 事務局長、担当者会議開かる

関東ブロック公連——千葉県にて

関東甲信越ブロック公連はとおりであった。去る十三、四の両日、千葉県下羽町浜谷谷にて開催された。出席者は公連会長神宮寺(山梨県会)千葉県連斎藤氏、大沢課長を始めとして各県より十七名、本県からは甲田理事が出席した。主なる議題及びその内容は次の通りであった。

目次	
概観から見た県公民館職員の現状……	P. 2・3
文部省社教審議会の答申全文……	P. 4
都道府県教育長協議会第二部会報告……	P. 5
かち合った二つの社会教育誌……	P. 6

どのような様式によっているか。これも(1)の場合と同様、文部省の担当者会議に提出することにした(3)三十二年の反省と新年度の予算計画について

(山梨)予算合計十三万二千円である。毎月専任職員会議を開いて(但し、専任は二十五名しかない)県公連の予算は人口一人当り二十三銭である。(新潟)予算合計一〇万五千円、県公連にも五〇万円の共補助がある。三百余の専任がいるが、全公民館の半分しか当らない。理事、幹事制をとっている。(神奈川)県公連へは三万円もらっている。

(千葉)計四〇万円。研究員制度を設けて、研究してもらって、地区研究会で中間発表をし、年度末にはレポートを提出し、資料として印刷している。有線放送が普及しており、これを活用している。(東京)都下には十六の公民館しかない。都公連には四万円が補助されている。(栃木)三十三年度は課長の交替もあって、よくとれた。但し直接の公民館予算は二〇万円である。

なお県には公民館理事連中が自主的に自治制、社会教育研究会を作っている。また五〇万円の予算、社教担当者講習を年間十五日間七十五時間(毎月一回以上、一日五時間)で開いており、受講者も七〇名位、四百名位あり、好評だ。八五%以上の出席者は修了証を出している。(静岡)建築費として四六〇万円(昭和三年まで継続事業)専任独立の公民館に補助している。補助額は新築が修理かによって異なるが、六〇万—一〇〇万円になる。県の健民運動と結びつけて実験公民館を作っている。移動公民館(二台)県内を巡回している。予算四百万円。

# 概覧から見た県公民館職員現状

## やはり望まれる理事者側からの解理

### 「和」よりも「人」の段階か

何事なすにも「人の和」が強調せられていく。公民館の事業をなす場合も、この原則からは逃れられない。公民館活動が待発であるか否かは、そこにいる職員組織のいかんにかかっている場合が多い。公民館では「和」を求めるといっても、それ以前の「人」を要求している段階でしかないのである。

戦後になってから、初めて洋びねはならないのである。上ってきた社会教育も、その後漸々と認識と理解とが深められ、村々を貫くものは良識ある住民とその和にまつ外はないとして、公民館が設置され、成人教育にいろいろの工夫がなされてきた。しかし、それは戦後の新制中学校の建築などの財政的事情もあって、建物の点で、あるいは職員の上で不十分であった。それでも町村合併などを機会として、従来の職員を定員化するが、更に増加を計るなどの手段が講ぜられて向上の線をたどっている。

なお、公民館の職員は、その仕事の性質から日曜、休日、祭日は特に忙しい。かき入れ時であるからである。かつ、調査も企画も兼ねていく者を含めていない(この逆の場合は含めてあるが)従って、小さな町村では、地教委の社務係が即ち公民館職員となっている場合が多いし、それでも事足りることもないので、更に充実を図ることが多い。それによつて、約半数の公民館が地教委の職員とか、役職員学校教員等の兼務職員でやりくりしている状態である。一日も早くへの生活から脱却するよう努力せねばならない。

なお、公民館の職員は、その仕事の性質から日曜、休日、祭日は特に忙しい。かき入れ時であるからである。かつ、調査も企画も兼ねていく者を含めていない(この逆の場合は含めてあるが)従って、小さな町村では、地教委の社務係が即ち公民館職員となっている場合が多いし、それでも事足りることもないので、更に充実を図ることが多い。それによつて、約半数の公民館が地教委の職員とか、役職員学校教員等の兼務職員でやりくりしている状態である。一日も早くへの生活から脱却するよう努力せねばならない。

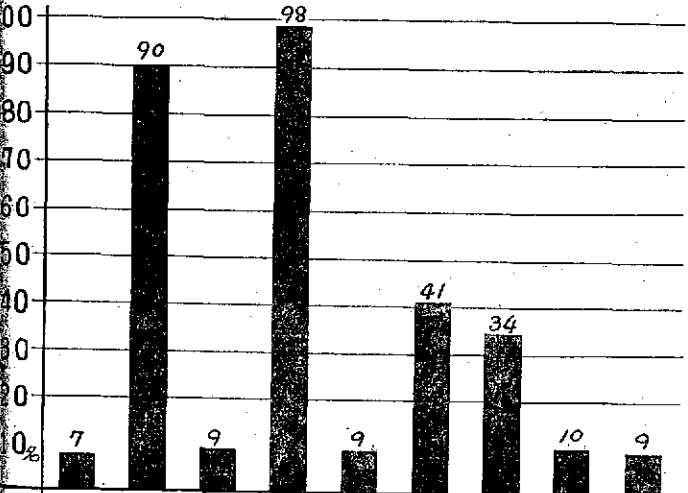
### ① 常勤職員と非常勤職員

常勤職員は三〇七名で、非常勤職員は五五六名で、その比率は三五・五対六四・五である。計八六三名の職員が働いているわけであるが、これに分館職員(全部が非常勤)を加えれば、更に多様な数になる。但し三〇七名こそは、前記した真の公民館職員といふべきもので、四六時中公民館のことを考え、公民館のために奔走している人達であるといふべきである。

### ② 職種別に

どうなっているか

職種別にみると次のグラフの通算補を含むが九九名、書記(補)である。公民館の主軸である主(を含む)が一〇七名で、全体の六七〇を占めている。なお嘱託が四一名となつているが、うち三九名が、新潟市で非常勤嘱託という名目になつてはいるが、実質的には常勤職員で、待遇なども不足分は公民館維持会より仰いでいるものである。市吏員の定数には入っていない(即ち公民館職員としての身分保証のない職制が未だに残っている悪例である)。



### ③ 待遇はどうなっているか

常勤職員二〇七名の平均給与は九・二三四である。御世帯にもよい待遇とはいえないが、御世帯である。しかもこの額は厚生年金を含んでおり、税金込みの金額である。三〇七名の平均年齢三十三才対比してみても、余りにも低い給与だといわねばならない。

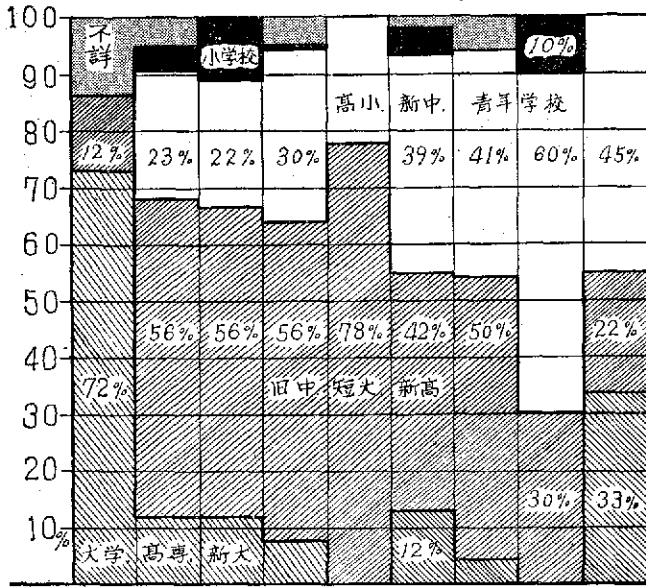
こんなに低い待遇でありながら広い地域に、広範多岐な社会教育を行っているのである。しかも教材教員も決して充実していない公民館である。勤務時間も前述してある通り、夜は遅く早朝の勝手であり、休祭日はかき入れ日であるのだから過労にもなるが、現に病に倒れた人達も少なくない。代休をとったり、給与をよそやすことを考えねばならない。なお、代休制を採用しているところも見受けられるが、なかなか休めないという。また、その劣者に報えるために、特別昇給の手段をとったところもあるが、九年の一毛内例に過ぎない。

新潟市の嘱託制の如きは特に悪い例であり、身分の改善、給与の増額が望まれるが、現に折角の職員が他に逃げる場合が多く、職員講習も「サイの河原」に終る訳である。待遇はもっともっと改善されねばならない。

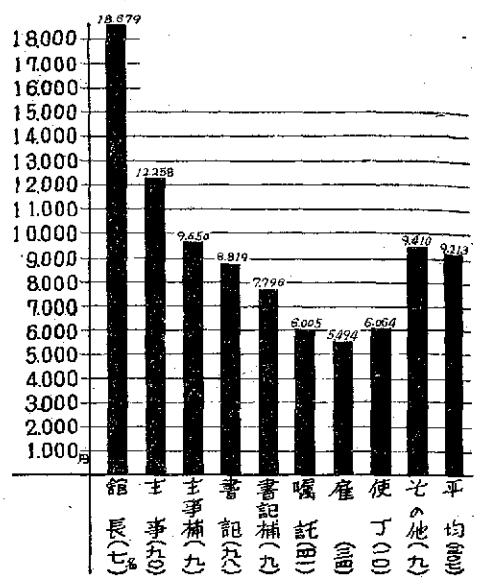
区別	員数	%
旧大学、旧高等、旧師範、新制大学	33	10.7
旧中等学校、新制高校	157	51.2
旧短大、旧高等小学、青年学校、新制中学	94	30.6
小学校	8	2.6
不詳	15	4.9
計	307	100

④ 学歴はどうなっているか  
 三〇七名の常勤職員の学歴を調べてみると新制高校以下が六二%を占めている。  
 なお、職員講習など研修が積まれているが、中新津五景地区の如く、新潟大学と連絡をとり各科目により一単位(十五時間)を修得することし、計画的に逐年これを修得しているところも生れてきた。  
 次に職種別に学歴をみると、次表の通りで、グラフにすれば次の通りである。

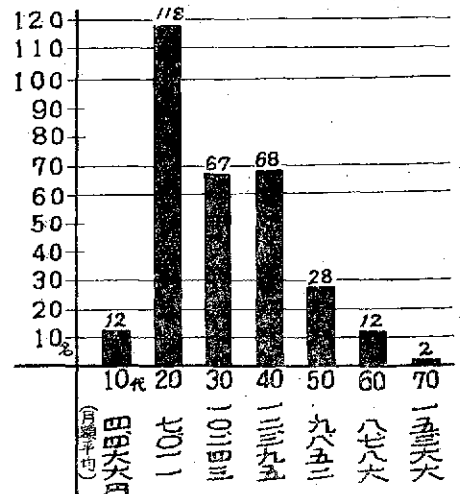
専任職員学歴表(%)



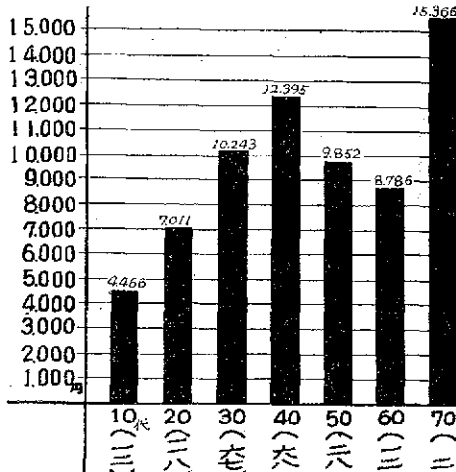
専任職員給与表



年令別専任職員数(俸給)



年令別専任職員給与(員数)



人数	51館
1人	38
2	17
3	9
4	6
5	2
6	1
7	1
8	1
9	1
11	1
16	1

職員数別公民館表

⑤ 年代別にみると、年代別により、次の表のとおりで、十七才(三名)から七十三才まであって、平均年齢は三十五才。二〇代(一八名)が最も多く、次いで四〇代(六八名)と三〇代(六七名)が続いている。公民館の任職は前記してあるとおり、なかなか過激であることから、若い世代が要求されているが、一方高齢者であるものから、相当の年配も要求されているところである。  
 各代の平均給与は七〇才(一五、三六六)代が最高であるが、わずかに二名であるから例外と見ると四〇才代(一二、三九五)が最高で、次いで三〇才代(一〇、二四三)と五〇才代(九、八五二)が続いている。高齢者の方が却って低い給与をもらっていることは、公民館の歴史が新しいことと、恩給者が入っていることによるのである。

⑤ 年代別にみると、年代別により、次の表のとおりで、十七才(三名)から七十三才まであって、平均年齢は三十五才。二〇代(一八名)が最も多く、次いで四〇代(六八名)と三〇代(六七名)が続いている。公民館の任職は前記してあるとおり、なかなか過激であることから、若い世代が要求されているが、一方高齢者であるものから、相当の年配も要求されているところである。

# 文部省社会教育審議会の

## 公民館充実振興のための答申全文

公民館が市町村における社会教育の中心的機関として、地域住民の生活ならびに文化の向上に貢献しようとするためには、その施設、設備が充実し、職員が適正に配置されていることが重要である。しかるに、現状は必ずしも充分でなく、すべての公民館として適切にその機能を發揮しているとは言い難い。

### 記

一、社会教育の中心的機関として公民館がすべての市町村に設置されることを望ましの、未設置市町村の完全解消と未整備公民館の充実を図ること。

二、施設、設備、職員等について別記のような最低必要基準を設定し、これを、補助基準として、その充実振興を図ること。

三、社会教育特に公民館に關し、適正な地方交付税が交付される。

ように措置すること。このため例えは地方交付税法における教育費のうち「社会教育費」を新たに設け、適正な公民館費が計上されるようにすること。

四、公民館の新築については、国庫補助金(補助率)を交付するよう努めるほか、実質的に起債の对象として優先的に取扱われるようにすること。

五、公民館主事を必置の職員とし、その身分待遇の確立向上に努め

るとともに、その資質の向上を図るため、研修の方法、内容等を検討し、国においても、計画的に公民館職員の研修を実施すること。なお、教職員等との交流を計り、互く人材を採用し得るよう努めること。

六、公民館運営審議会の委員に報酬を支給することができるようになること。なお、同一地方公共団体内の公民館は、その運営審議会共同して行うことがで

きることをとする。

七、分館の性格およびその設置規模を明らかにすること。

八、公民館の行う事業については地域の社会教育の中心的機関たるにふさわしいものを重点的に行うとともに、産業技術教育の実施に努めること。

九、図書館、博物館等との連携を強化し、公民館の活動内容を充実すること。

### 別記

- 一、施設、設備について
- (1) 建物基準
- A 建物の内容
- 少なくとも、次に挙げる諸機能を適切に果しうる施設を保有すること。
- (1) 事務管理
- (2) 資料(図書その他の教材の保管、貸出)
- (3) 会議、集会
- (4) 実習、研究
- (5) 建物の規模
- (1) 視聴教育用具(映写機、録音機、テレビジョン受像機、オルガン、ラジオ、拡音装置又は放送設備等)
- (2) 産業並びに技術教育用具(農耕、農産加工、機械作、タイプライター等の農、工、商等に關する実験、実習用機械器具等)
- (3) 家庭用具(計量器、工作用具、ミシン、染色器具、編物機、調理用具、モテル合所用具等)
- (4) 体育レクリエーション用具(体育用、保健衛生用の機械、器具等)

地域の人口、面積等に應じ、公民館の建物規模も異なるが、地域の人口数の増大に従つて建物規模も大きくし、又は二以上の公民館を設置すること。特に、設置区域の面積が大きい、人口密度の稀薄な場合には、必ず分館を設置すること。

(2) 設備基準

次に挙げる各種の設備を保有すること。

(1) 器具(机、椅子、黒板等)

(2) 図書、標本、模型その他の資料

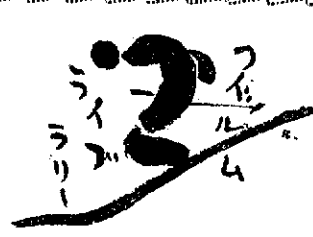
# 公民館



二、職員について

常勤公民館主事を少なくとも一名以上設置するとともに、公民館事業の多様性にかんがみ、主要の職員をおくこと。

なお、地域における人口数、公民館の規模、分館数の増大に従つ



フィルム・ニュース

① 新潟日報ニュース、二、三、五  
分、全般的に新潟市復興まつり  
の⑨高校駅伝競走の沈みゆく  
新潟市(新潟、上越、中越、下  
越、佐渡)

② 新潟日報ニュース、二、三、五  
分、成人、これは、ふしぎな笛  
吹き、というバラード音楽をもと  
にして、作られたバラード映画  
出演の人々は、東京アメリカ文  
化センター、パレ・クループ  
で、脚色は、パレの監督及び振  
付者として著名なワタリ  
オシズ氏によって行われている。

③ 十代の反抗、20分、婦人、学級、  
成人一般同、子供たちはなかなか  
親のいうことをきかない場合  
が多い。小学校の下級生から、  
中学に入ることになると、特に強  
く、反抗的な振舞いが見られて  
くる。親がそのような行動に対

五分の三代名作展(長岡、大庄、  
昭和)⑩算数教室(この工夫)  
日本一の大ハッパ(奥只見)(新  
潟、上越、中越、下越、佐渡)

⑪ 新潟日報ニュース、二、三、五  
分、⑫ 肢体不自由な伸ばす愛  
さるか、解決のいとおを見出す  
の手⑬ 7月君さまさまの七谷の  
うたとつめていけるのがこのフイ  
和紙⑭ (S)の活気くハフリ漁  
ルム。たな単に子供達のががま  
(新潟、上越、中越、下越、佐渡)

⑮ アフ・タイムス13・35・UD  
ISフィルム、21分、学生、青  
えるのが第一と教えています。  
少年、一般人、このアフ・タ

社会教育法

改正について

1、社会教育法改正の基本的態度  
社会教育法を振興させるためには、現行社会教育法を次のような基本的態度をもって改正する必要があると認められる。

(1)社会教育行政を積極的に推進出来るようにする。

(2)社会教育法の中に公民館を位置づけて法体系をととのえること。

(3)社会教育の基本的施設、事業については、必要な財政的措置を講ずること。

2、現行社会教育法の改正を要する主な事項

(1)職費の問題  
(2)市町村の社会教育主事は必ずすること。  
(3)公民館(館長・主事)は必置として、その職務、内容を決めること。

(4)公民館の設置規模、施設、設備、職員について基準を設けること。

(5)財源の問題  
(6)公民館の専任職員、施設、設備補助を明確化し、国はその三分の一を補助するの措置をとること。  
(7)青年学校級進費(教育内容の改善、施設、設備の整備、教職員(の充実等))

補助金は三分の一以内とするを「三分の一」とすること。  
(2)法二三条を改正して補助金の支給できるようにすること。  
(3)社会教育法と公民館活動の振興について  
社会教育振興の拠点は公民館である。公民館活動を盛んにするためには、その根本法を確立することが重要である。これには次の二方法が考えられている。

(4)社会教育法の一部改正  
第二部会としては、次の理由で社会教育法の一部改正ですすむたい。

「法体系より見て、社会教育法の中に公民館を位置づけた。」

ある。公民館活動を盛んにするためには、その根本法を確立することが重要である。これには次の二方法が考えられている。

(4)社会教育法の一部改正  
第二部会としては、次の理由で社会教育法の一部改正ですすむたい。

「法体系より見て、社会教育法の中に公民館を位置づけた。」

都道府県教育長は

どう考えているか

昭和三十二年十一月に行われた都道府県教育長協議会における第二部会は、社会教育法に関する問題、青少年教育の振興、国民体育大会の在り方、PTAの組織及び運営について、など研究討議したが、このうち、その報告書から主なるものを抜粋して紹介する。

青少年教育の

振興について

健全なる次の時代を築き、かつ育通信の振興、青年の教育活動の担う青少年の教育は、当面して、助成、指導者養成等を必要とする重要な課題である。

かかる観点より、次の方策による青少年教育の振興を期したい。

(1)勤労青少年教育の充実  
現在勤労青少年教育の充実を期するためには、特に青年学校の振興、実習訓練施設の整備、社会教育が重要である。

2、青少年の生活環境の改善  
青少年の健全な育成をはかるためには、まず生活環境を改善し、清潔化する必要がある。そのために、特に次の対策を講ずることが重要である。

川柳 山田凡乘(青海)

春は仄とはほえまじきランドセル  
三月のひと夜春時く種をより  
春になる雨を見ていて歯を磨き  
アノラックこの冬ついにオーバ若す  
酒のいる客父さんはお人よし  
痛烈な社説をよんで茶がうまし  
子を叱れませんと朝を起こされる  
青年に飲ませ今年は貰はず気

PTA活動について

1、PTA活動の問題について  
(1)市町村の政治的対立の福中  
に巻き込まれ、児童、生徒の福祉を著しく阻害しているPTAも少なくないので、指導者の反発と自覚を促すとともに成人教育の強化対策を必要とする。

(2)教員の人事、その他まで介入し、教育の進展をはげんでいる事実も見受けられるので、両親教育の充実と特に役員あり方について、指導する必要がある。

2、PTAの役員について  
(1)役員固定化の傾向が強い。そのため役員がボス化したり、運営活動が情性に陥り易いから、任期や選任の方法について、ある程度の制約が必要である。

(2)婦人役員が少い。PTAの諸集会に参加するのは、大部分母であるが、役員は大部分男子である。これは男子側の一方的な需要である。

PTAを正しい姿に立て返させるためには、市町村の教育費の充実を期するとともに、義務教育費国庫化の確立を図ることが重要である。

演劇団体調査協力依頼

先般、県下の演劇団体の実態を把握するため、第一次調査として、地教委あて演劇団体の調査をお願いしておりましたが、その状況が著しく報告され、関係団体の多いこと、その運動が著実に展開されていく事を知り喜んでいます。この資料により更に状況を把握すれば、明るく健康な演劇団体を育成する方針が立てられますので、

え方と女子側の消極性に原因があると思われるが、現実から見て、もっと婦人役員が多くなることPTA運営の民主化のために必要である。

(3)PTAの会員並に役員についての参考規約の検討  
正会員でない者が、役員となることはなるべく避けたい。

3、義務教育費国庫化制度の確立  
市町村合併後、教育費の減少が、物質的援助を主とするPTAが多くなった。  
このために財力ある者が自然PTAに勢力を占め、思わしくない問題が起りがちである。

PTAを正しい姿に立て返させるためには、市町村の教育費の充実を期するとともに、義務教育費国庫化の確立を図ることが重要である。

(県社教・高井)

# から合った二つの社会教育誌

## 「社会教育」(全日教連)と

## 「月刊社会教育」(国土社)

### 一方は「官」一方は「民」か

最近、従来財団法人全日本社会教育連合会から出されていた「社会教育」と、新しく国土社から創刊された「月刊社会教育」という雑誌が二つ出た。前者を「官」、後者を「民」という人もある。これは日本教育新聞から転載したものである。

財団法人全日本社会教育連合会 会長に金徳徳次郎(国)

## 役員にブライリ各界名士

### 大判の装いも新たな「社会教育」

はアメリカの第二次教育使節団来日後発足した。そして、「社会教育」という月刊雑誌を発行してわ

「社会教育」は文部省管轄ではない。労働省に婦人少年局があるように、すべての分野にわたるから、各所

最初に出された十月号で編集者は「今までの雑誌は型として古い

## 「民主の芽を守り」

### 社教専門 小判の「月刊社会教育」

一方十二月号を創刊号とする」とする人たちにとっては、まったく月刊社会教育は、専門的社教

「月刊社会教育」は、専門的社教の因も、この内側のものと別なものではない。社会教育の活動に参加

## 農村に生きる私の記録 原稿募集

ラジオ新潟では昭和三十年七月から毎朝六時二十分より「明日の農村」という番組で、農村漁村の青少年向けの放送をしています。来る四月より、この番組を一層青少年自身のものとするために、次の要領により記録原稿の募集をいたします。ふるって応募下さい。

- 1 内容 農業体験発表、プロフィール、農村生活記録、生活改善体験発表、主婦の日記帳、漁業青年の生活と願いなど、すが、形式は問いません。
  - 2 原稿 四千字詰め程度で、切は毎月十五日。切後は翌月分
  - 3 宛先 新潟市川岸町 ラジオ新潟「農村に生きる私の記録」係
  - 4 発表 四月一日から毎週水曜日の「明日の農村」の時間に放送、採用原稿は一筆につき千円、この中から年間優秀者に年間賞として一席二万円、二席五千円、三席三千円をおく。
- （年間賞の審査は二月末日）  
なお、この時間に放送されたものでも応募原稿でないものは審査対象にならない。  
5 趣旨 最近漁村青年、農村人形式は問いません。
- のペンによる発表意欲がたかまつつありますが、これに表現力をつけて貰う意味と、農家の明日への発展を期してこの発表の場を大いに利用していただきたいと考えております。
- 併せて番組「明日の農村」に農村に生きる個人としても広く参加していただきたく考えております。
- イ文章は、手でもありのままで、口おまの演説調のものよりも、具体的に分りやすいもの、八昔の古いものと、これからの新しいものを対照した意欲的建設的発表
- 二農村の日常体験や生活がよくわかるもの、日記体的もの、以上、一例をあげてみましたが、形式は問いません。

## クイズ

### 清濁反応問題

次のことばを、世の中は、すみ、こ、で、大

- ① 前号解答例
  - 一、二二二局
  - 二、八二脚
  - 三、二二二局
  - 四、四二脚
  - 五、四二脚
  - 六、四二脚
  - 七、四二脚
  - 八、四二脚
  - 九、四二脚
- ② 解答者
  - 尾形市太郎 櫻井 敏徳氏
  - 西野青海町 山田 凡英氏
  - 新潟県浦村 保科 恒吉氏
  - 新潟県浦村 堀川 幸三氏





これについてのご意見を  
お寄せ下さい

## 公民館の実績を上げる秘訣

両市市吉井公民館長 木下而朗

一、役員責任の重要性、館の盛衰は、一にその役員員の心構えに左右される。

心構えは職員に対する愛、熱、追力、勇気である。館の使命發揮の不活発は、職員資格即能なきこと。資格とは

1、卒先輩尊重しやうとの方と勇氣。  
2、旺盛なる責任観念、責任を果すことが己の最大の娯楽であり、一大義務であるとの自覚、これよりの創設工夫が生れ、陸路を突破し、発展に進む。

3、輝く希望に充溢せよ。せしめられず進んでやれ。今年の重点、自分任期中の重点、今日の重点。

4、親切第一、特に公民館活動には、幼児を育てる母性愛のとて。

5、社会観、社会人たる以上、報償感謝上からも、時には人の世話をする人間愛。  
二、指導法

1、民主主義の基本原則を考慮し、計画実行の進取を取る。

2、事業は必ず計画実施し、検討する。  
3、会合の検討、問題と公衆、準備資料、資料の整備。テーマと公衆、参加者の意欲、司会者の適否、世論調査、必ず出席記入終了時の反省会。

指導者は理論であり、理想である。責任は実際であり、生活である。というこの取組の助手

1、レベル掘り下げ。  
2、如何にして生活化實際化するか。  
3、原因の探究と實際化の話し。

三、基礎準備  
1、四知(自分、人、時代、民族)をよく知る。  
2、実態の把握、住民性、実際調査、老古に聞く。  
3、大家は何を望むか、効果最大限發揮する方法。  
4、幹部協力者の養成(二割指導、残る八割は教育)。  
5、幹部の資質向上(講習、集める、話し合、理解、見学)

四、修養と研鑽

成。

1、自然的人材の発見と生活育  
2、素養の修得、受講、研究  
讀書、勉強、見学等  
五、結論

1、役員員選定に充分なる考慮  
適材適所。  
2、能なき役員員は自棄あてり  
一利なし。  
3、意欲なき役員は、速に辞表提出、順番タライ廻し大衆物。  
名実伴わぬ者は、一大罪人である。  
4、資格ある役員員に除路なし。  
5、俾い利口な人より、真剣な馬鹿者がよい。  
6、枕の下に手帳置くのも無でない。

▼出来ないとは念を断つことである。  
▼小言いう前に口を反省せよ。

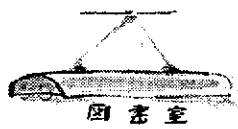
公民館育成指導用の資料として「公民館の手引」を編集予定です。

それには各公民館で実施しているいろいろな事業の写真を掲載したいと考えています。簡単な説明を附してお送り下さい。

ネガでも結構です。

(事務局)

## 御願



水原郷土史

水原郷土史 小林 存著

水原郷土史が出版になった。昭和二十三年の頃から、いろいろ思っ、それだけに、完成に導いてる。なほなほある地味な情熱を尊いも余曲折のに思っ。

水原町は北緯南緯の中心である。しかもこれ等を取巻く七方の目撃目。町村との関連においてとなえなければ、水原町の歴史は浮影りある。その出来得ないだろう。

その意味で水原町史でない水原郷土史が矢張りひびたりするようになった。

著者は民俗学的小林存氏。立派に手とまつたものが出来た。

宮松三氏は越後堀之内町の生れ、昭和八年春北原白秋の門に入り「多磨」の創刊より同人となった。「多磨」における精進は戦後新進同人として終始自ら

紙質もよく、造本も堅牢、全歌集にふさわしい休載である。

B B 三九五P 昭和31、12 東京創元社 六百円

## 社会教育活動の実際

一地域での状況を録音し、よって紹介するシリーズ

スポーツの町 (愛知県) 町民の、ラジオ体操、美容体操、パレオボールなどのスポーツ振興をはかるに至った動機、経過、運営、その結果、町民の意見などを聞く。

実践するPTA (愛知県・千葉県)

PTA本来の目的に基き、親子、親と教師、会員同志の問題、夫婦、子供の会員の活動状況を紹介します。

雇主組合と雇人 (福岡県) 労使関係の向上、雇主側の理解と認識を深めるための雇主組合の会合を紹介する。

土地は豊く 茶畑農家はかりて納税も滞りて若い村 (福岡県) PTA本来の目的に基き、いろいろ努力して村づくりを大膽する。

活動する子供会 (山口県) 戦災で全壊した地域の児童を育成し、その動きとともにPTAの組織が結成し、その

活動が活発になった。楽しい集い、(和歌山県) もらい風俗の集りが、月毎の集会となり、組織的な集いの集いに発展して、部落民のレクリエーション活動の基礎を作った例を紹介する。

(秋田県) 勉強する年寄たち (茨城県) 敬老会の意味のものがなく、新時代の恩恵を理解し、正しく物事に対処していくための老人学級を紹介する。生産学習をする青年たち (秋田県) 村の生産に直結する工学、農業、木工、服飾を中心とする課題学習の実際を紹介。生産をたかめた若妻学級 (山形県) 畑作の温床栽培、綿羊の共育など、実践生産増強に役立つ若妻学級の紹介。勉強する青年たち (群馬県) 青年たちの作る読書会の実践、読書会員の考えなどを分析する。

